

男鹿市告示第 1 1 0 号

男鹿市総合窓口に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和 5 年 9 月 2 9 日

男鹿市長 菅 原 広 二

男鹿市総合窓口に関する規程の一部を改正する告示

男鹿市総合窓口に関する規程（平成 1 7 年男鹿市告示第 2 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>（事務の範囲） 第 2 条 総合窓口で扱う事務は、次のとおりとする。 (1)～(15) (略) (16) 手数料関係業務に関すること。 諸手数料の収納 本庁、若美支所、<u>市民サービス窓口</u>及び<u>地域コミュニティセンター</u>の手数料集計 (17)～(22) (略)</p>	<p>（事務の範囲） 第 2 条 総合窓口で扱う事務は、次のとおりとする。 (1)～(15) (略) (16) 手数料関係業務に関すること。 諸手数料の収納 本庁、若美支所及び<u>出張所</u>の手数料集計 (17)～(22) (略)</p>
備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。	

附 則

この告示は、令和 5 年 1 0 月 1 日から施行する。